





(製造請負基本契約の場合)

- ・「工事」を「製造」とし適用する。・「作業所長」を「工場長」とし適用する。
- 前項の場合において、乙の請求額は、注文書・注文請書の定めるところにより、前項の請負代金相当額からその10分の1以内の額を控除して得た額とすることができる。
  - 甲は、第1項の規定による請求を受けたときは、注文書・注文請書の定めるところにより、部分払いを行う。
  - 前払金の支払を受けている場合において、第1項の請求額は前払金支払い時の契約条件に従い、乙の請求にかかる部分払い相当額から前払金の全部又は一部を控除した額とする。
  - 第3項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項又は前項による請求額は、すでに部分払の対象となった額を控除した額とする。

**第44条(完成時の支払)** 乙は、個別工事が第38条(完成検査及び引渡し)の検査に合格したときは、契約の定めに従って引渡しと同時に、請負代金の支払いを請求することができる。

(製造請負基本契約の場合)

- ・「個別工事」を「製造目的物」とし適用する。
- 甲は、前項の定めによる請求を受けたときは、注文書・注文請書の定めるところにより、請負代金を支払う。
- 第45条(賃金などの立替払)** 乙又は再下請負人が作業員、下請負人、材料商等(以下、本条において「作業員等」という。)への賃金、工事代金、材料代金等(以下本条において「賃金等」という。)の支払いを遅延し又は遅延するおそれがあるなどの事由により紛争等が生じた場合は、乙の責任と負担でこれを解決し、甲に迷惑を掛けない。
- 前項にかかわらず、乙又は再下請負人が賃金等の支払いを遅延する可能性が高いと認められる場合は、甲は、作業員等からの書面による申出により、これを立替え、支払うことができる。
  - 甲は、前項の規定によって、立替え、支払ったときは、これを乙に対する立替金として期限到来の有無を問わず乙に対する債務と相殺処理することができる。なお、甲が再下請負人の作業員に立替え支払いをした場合にも、乙が行う再下請負人の作業員等に対する立替え支払いを甲が代わって立替え払いをしたものとして乙に対する立替金として取り扱い、同じく期限到来の有無を問わず乙に対する債務と相殺処理することができる。

**第46条(乙の中止権)** 次の各号の一にあたるときは、乙は一時工事を中止することができる。この場合において、乙は、遅滞なくその理由を明示した書面をもってその旨を甲に通知する。

(製造請負基本契約の場合)

- ・「工事」を「製造」とし適用する。
- 甲が、前金払、部分払を遅延し、乙が相当の期間を定めて催告してもなお支払わないとき
  - 天災その他不可抗力により、工事目的物に損害を生じ、あるいは工事現場の状態が変動したため、施工できないと認められるとき

(製造請負基本契約の場合)

- ・「工事」を「製造」とし適用する。・「施工」を「施行」とし適用する。
- 甲は、前項の場合において、甲の求めにより乙がその工事の続行に備え、工事現場を維持し又は作業員、工事用機器等を保持するために要する費用その他施工の中止に伴う損害を補償する。この場合において補償額は、甲乙協議して定める。

(製造請負基本契約の場合)

- ・「工事」を「製造」とし適用する。・「施工」を「製造」とし適用する。
- 第47条(かし担保)** 甲は、工事目的物のかしについて、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

(製造請負基本契約の場合)

- ・「工事」を「製造」とし適用する。
- 乙は、甲が前項により修補を求めたときは、その期間内に修補を行う。この場合において、乙が修補を実施しないときは、乙の費用負担において、甲が自ら修補し、又は第三者に修補させることができる。
  - 第1項の規定によるかしの修補又は損害賠償を請求することができる期間は、民法の定めるところによる。
  - かしが乙の故意又は重大な過失によって生じた場合については、前項の請求をすることができる期間は10年間とする。
  - 元請工事の全部又は一部が「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(以下「住宅品確法」という。)第2条第2項に定める新築住宅(以下この項において「新築住宅」という。)である場合においては、工事目的物のうち住宅品確法第94条第1項に定める構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として同法施行令第5条第1項及び第2項に定めるものに該当する部分のかし(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について、甲が元請工事の発注者に新築住宅を引き渡した後10年を経過するまでの間第1項の責任を負う。

(製造請負基本契約の場合)

- ・同項は適用しない。
- 工事目的物が第1項又は前項のかしにより滅失又はき損したときは、甲は、第3項に定める期間内で、且つ、その滅失又はき損の日から6か月以内に限り第1項の権利を行使することができる。

(製造請負基本契約の場合)

- ・「工事」を「製造」とし適用する。
- 第1項又は第5項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは作業所長の指示等により生じたものであるときは、これを適用しない。但し、乙が支給材料の性質又は甲若しくは作業所長の指示等が不適当であることを知りながら甲又は作業所長に申し出なかったときは、この限りでない。

(製造請負基本契約の場合)

- ・「工事」を「製造」とし適用する。・「作業所長」を「工場長」とし適用する。
- 個別工事に関する元請工事の甲と発注者(以下「元請契約」という。)のかし担保期間が、本条各項の対応する期間を越えている場合は、本条の定めにかかわらず元請契約に定めている期間とする。又、乙は個別工事の本項該当の有無につき甲に確認しなければならず、甲は乙の求めによりこれを開示する。

(製造請負基本契約の場合)

- ・「工事」を「製造契約」とし適用する。
- 第48条(履行遅滞の場合における損害金)** 乙の責に帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して、工期を延長することができる。

(製造請負基本契約の場合)

- ・「工期」を「納期」とし適用する。・「工事」を「製造目的物」とし適用する。
- 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相当する請負代金相当額を控除した額につき、遅延日数に応じて「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」(以下「支払遅延防止法」という。)第8条に定める割合で計算した額とする。
  - 第1項の場合において、甲は、元請工事の発注者あるいは他の関係業者から損害金等を求められたときは、乙に対して、前項の損害金のほか、その額を請求することができる。

(製造請負基本契約の場合)

- ・「工事」を「契約」とし適用する。
- 甲の責に帰すべき事由により、注文書・注文請書に定める請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条に定める割合で計算した額の遅延利息を甲に請求することができる。但し、乙が建設業法第24条の5第1項に定める請負人に該当する場合は甲は、建設業法第24条の5第4項の定めにより遅延利息を支払う。

(製造請負基本契約の場合)

・同条「但し、～」以下は適用しない。

**第49条(甲の解除権)** 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなく個別契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても、工事に着手しないとき

(製造請負基本契約の場合)

- ・「工事」を「製造」とし適用する。
- その責に帰すべき理由により工期内又は工期経過後相当期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき

(製造請負基本契約の場合)

- ・「工期」を「納期」とし適用する。・「工事」を「製造目的物」とし適用する。
- 施工技術、労務管理、安全衛生管理等が拙劣不良で甲に重大な迷惑を及ぼしたとき、又は及ばす恐れがあると認められるとき

(製造請負基本契約の場合)

- ・「施工」を「製造」とし適用する。
- 乙又は乙の代理人の所在が不明のとき、又は工事を放棄し若しくは正当の理由なく工事を中止したとき
- (製造請負基本契約の場合)
- ・「代理人」を「現場代理人」とし適用する。・「工事」を「製造」とし適用する。
- 資産、信用又は事業に重大な変更を生じ、この約款又は個別契約の履行が困難と認められるとき
  - 仮差押え、差押え、仮処分若しくは競売の申請又は破産・民事再生手続開始・会社更生手続開始・特別清算開始・特定調停手続開始若しくはその他の倒産関連手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき
  - 租税公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押えを受けたとき
  - 支払いを停止したとき、手形交換所の取引停止処分があったとき又はそれらのおそれがあるとき

(9)建設業の許可が効力を失い、あるいは取消され、又は営業の全部若しくは一部の停止処分を受けたとき

(製造請負基本契約の場合)

- ・(9)項は適用しない。
- (10)乙が、第51条(乙の解除権)第1項の規定によらないで個別契約の解除を申し出たとき
  - (11)前各号に掲げる場合のほか、法令又はこの約款若しくは個別契約に違反し又は作業所長の指示に従わないなどその違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき

(製造請負基本契約の場合)

- ・「作業所長」を「工場長」とし適用する。
- 甲は、前項の規定により個別契約を解除したときは、工事の出来形部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受ける。但し、その出来形部分が設計図書に適合しない場合はその引渡しを受けないことができる。

(製造請負基本契約の場合)

- ・「工事」を「製造目的物」とし適用する。
  - ・「工事材料」を「製造材料」とし適用する。
- 甲は、前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた出来形部分及び工事材料に相応する請負代金相当額を乙に支払う。

(製造請負基本契約の場合)

- ・「工事」を「製造」とし適用する。
- 前項の場合において、第42条に基づく前払金又は第43条に基づく部分払金があったときは、その金額を前項の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条に定める割合で計算した額の利息を付して甲に返還する。

(製造請負基本契約の場合)

- ・「工事」を「製造」とし適用する。
- 甲は、第1項の規定により個別契約を解除した場合において、乙に対して、その解除により生じた損害の賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

**第49条の2(甲の解除権)** 乙又は乙の再下請負人(以下、乙等という。)が次の各号の一に該当する場合は、甲は何らの通知催告を要せず、直ちに契約を解除し、又は個別工事の全部又は一部を解除することができる。

(製造請負基本契約の場合)

- ・「工事」を「契約」とし適用する。
- 乙等が暴力団等であるとき。
  - 乙等の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が暴力団等であるとき、又は暴力団等への資金提供を行う等密接な交際があるとき。
  - 乙等が自ら又は第三者を利用して、甲に対して暴力団等である旨を伝え、又は乙等の関係者が暴力団等である旨を伝えたとき。
  - 乙等が自ら又は第三者を利用して、甲に対して詐術、暴力行為、脅迫的な言辞などの行為をしたとき。
  - 乙等が自ら又は第三者を利用して、甲の名誉や信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をしたとき。
  - 乙等が自ら又は第三者を利用して、甲の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をしたとき。
  - その他乙等が自ら又は第三者を利用して、第3号から第6号に準ずる行為をしたとき。
2. 前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定により個別契約を解除した場合に準用する。

**第50条(甲の解除権)** 甲は、工事が完成しない間は、第49条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、個別契約を解除することができる。

(製造請負基本契約の場合)

- ・「工事」を「製造目的物」とし適用する。
- 第49条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により個別契約を解除した場合に準用する。但し、第49条第4項の規定のうち利息に関する部分は、準用しない。
  - 甲は、第1項の規定により個別契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

**第51条(乙の解除権)** 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、個別契約を解除することができる。

- 第46条(乙の中止権)第1項の規定による工事の施工の中止期間が6か月間を超えたとき。但し、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき

(製造請負基本契約の場合)

- ・「工事」を「製造」とし適用する。・「施工」を「施行」とし適用する。
- 甲がこの約款又は個別契約に違反し、その違反によって工事を完成することが困難となったとき

(製造請負基本契約の場合)

- ・「工事」を「製造目的物」とし適用する。
- (3)甲に破産・民事再生手続開始・会社更生手続開始・特別清算開始の申立てがあったとき
  - (4)甲に支払いの停止又は手形交換所の取引停止処分があったとき
- 第49条(甲の解除権)第2項から第4項までの規定は、前項の規定により個別契約が解除された場合に準用する。但し、第49条第4項の規定のうち、利息に関する部分は、これを準用しない。
  - 乙は、第1項の規定により、個別契約を解除した場合において、これにより損害を受けたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

**第52条(契約の失効)** 甲の元請契約が解除され又は元請工事の内容が変更されるなどにより、個別契約の目的が消滅したときは、個別契約は当然に効力を失うものとする。

2. 前項の規定により個別契約が効力を失った場合は、甲乙協議して清算するとともに、第49条(甲の解除権)第2項から第4項までの規定を準用する。但し、第49条第4項の規定のうち利息に関する部分は、準用しない。

**第53条(解除、失効に伴う措置)** 個別契約が解除され又は失効したときは、甲乙が協議して、当事者に属する物件について期間を定めてその引取り、あと片付け等の処置を行う。

2. 前項の処置がおくれているとき、催告しても、正当な理由なくお行われないときは、相手方は、代わってこれを行い、その費用を請求することができる。この場合には、次条(期限の利益の喪失と相殺)を準用できるものとする。

**第54条(期限の利益の喪失と相殺)** 甲及び乙は、相手方に対して有する弁済期の到来した債権と相手方に対して負担する債務と相殺することができる。

2. 甲又は乙が、第49条(甲の解除権)第1項若しくは、第51条(乙の解除権)第1項の各号の一に該当したとき、相手方は、当該甲又は乙は、契約解除の有無にかかわらず、この約款の各条項において相手方に対し返還すべき立替金、損害賠償等の一切の債務の期限の利益を失い、直ちに支払わなければならない。

**第55条(届出事項とその変更)** 乙の印章、名称、商号、代表者、住所その他届出事項に変更があったときは、乙は、甲に対し、直ちに書面によってその変更を届出るものとする。

2. 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとす。又、届出を怠ったために乙に損害が生じても、甲は何ら賠償ないし補償することを要せず、他方、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

**第56条(紛争の解決)** この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議がととのわない場合、その他の契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲又は乙は、当事者の双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停により解決を図る。

(製造請負基本契約の場合)

・「又は建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)」を削除し適用する。

**第57条(審査会の仲裁)** 甲及び乙は、その一方又は双方が前条のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めた場合において、甲乙双方が合意したときは、審査会の仲裁に付することができる。

(製造請負基本契約の場合)

- ・同条は適用しない。

**第58条(情報通信の技術を利用する方法)** この約款において書面により行わなければならないとされている協議、承諾、通知、指示、請求、要求、申出は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。但し、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

(製造請負基本契約の場合)

・「建設業法その他の」を削除し適用する。

**第59条(乙の社会保険への加入)** 乙が社会保険(雇用保険、健康保険、厚生年金保険)に未加入の場合は、加入するよう努めなければならない。

2. 乙は、再下請負人がある場合は、それぞれの再下請負人に対し、社会保険の加入状態を確認し、未加入の場合には加入するよう要請する。

**第60条(補則)** この約款並びに個別契約書の疑義及び定めのない事項については必要に応じ甲乙協議して定める。